

令和4年第3回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

加藤 房子

押印掲載
を省略

1 日時 令和4年8月9日(火) 14時00分～ 15時45分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

加藤 房子 委員

古川 直磨 委員

米谷 康 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

財政局 財政部 契約課 管理係長

都市整備局 技術企画担当課長

都市整備局 技術管理室 主幹

水道局 総務部 財務課 契約係長

水道局 給水部 計画課 主幹

水道局 給水部 東配水課長

水道局 給水部 東配水課 維持係長

水道局 浄水部 施設課長

水道局 浄水部 施設課 施設係長

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

ガス局 総務部 財務課 契約係長

ガス局 お客様サービス部 工事サービス課長

ガス局 お客様サービス部 工事サービス課 内管工事第二係長

松岡 真

山本 宇宏

菊池 信幸

佐々木健雄

根本 大助

小林 康宏

伊藤 本之

佐藤 宏之

大槻 武

今野 裕介

伊藤 豊

後藤 敏哉

萱場 広明

遠藤 昭裕

5 会議の経過

【1】 開会

【2】 議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 加藤 房子 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」（会議資料 P. 1）、「入札方式別発注工事一覧表」（会議資料 P. 2～19）、「指名停止の運用状況一覧表」（会議資料 P. 20）に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
総契約件数の推移について	委員	昨年度同期に比べ、総契約件数が1割程度増加しているが理由はなにか。
	事務局	一般競争入札の件数が15件増加しており、内訳としては建築工事の公共施設改修工事が5件の増、電気工事の公共施設改修工事が8件の増、機械工事のポンプ場設備工事が5件増となっている。主に公共施設の改修工事のサイクルによるものであると考えている。
指名停止該当事項について	委員	指名停止案件のNo1について、虚偽の報告をした理由はあるのか。
	事務局	推測になるが、工事現場での負傷に比べると、自社の資材置き場での負傷とした方が都合がよいと考えたのではないか。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 132 件の工事のうち、米谷委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 21 参照)
- 2) 委員会において、1) の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①角五郎地区老朽管改築工事（更生工法）（加藤委員抽出）
- ③せんだいメディアテーク照明設備等改修工事（米谷委員抽出）
- ⑤市有通路 2 4 3 号（旭ヶ丘）擁壁改修工事（古川委員抽出）

◆指名競争入札

- ⑧水東配建受第 2021-5 号口径 150・500 耗国道 4 号箱堤交差点立体化事業に伴う扇町連絡管及び配水支管移設工事（米谷委員抽出）

◆随意契約

- ⑨仙台市河川水路災害復旧工事（蘆立委員抽出）
- ⑩（仮称）ヨドバシ仙台第 1 ビル開発計画ガス設備工事（米谷委員抽出）

上記選定事案について審議したのち、審議時間が残っていたため、追加で以下の 1 事業を選定し審議した。

【追加選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ④仙台市泉文化創造センター大規模改修エレベーター設備工事
（有川委員長抽出）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①角五郎地区老朽管改築工事（更生工法）」について

論点等	発言者	発言内容
総合評価点数について	委員	本案件を落札した事業者の総合評価点数が低いように感じられるが、施工上不具合等が発生することはないのか。
	事務局	<p>総合評価落札方式は、入札金額のみで落札者を決定するのではなく、企業の持つ技術力や社会性等を評価項目として数値化し、その両方をもって落札者を決定する制度となっている。</p> <p>本案件と同様の工事であれば、26点満点中半分ほどの評価点数を持っている事業者が多い。落札した事業者は、過去4年間で仙台市の工事を受注した実績が無く、評価点数が低くなっている。</p> <p>工事の施工にあたっては、入札参加資格として、建設業法の許可区分や格付評点等を設定することにより、品質を担保しており、総合評価点数が低いことで、施工上の不具合等が発生するとは言えない。</p>
入札参加者数について	委員	本案件は、入札参加者が1社のみであったが、同様の工事においては、平均何社ほどが参加するのか。
	事務局	令和3年度において更生工法は20件ほど発注しており、平均3社程度が参加している。
	委員	本案件の入札参加者が1社のみだった理由は何か。
	事務局	施工箇所が一方通行路線であるうえ、バス路線上であることから、夜間工事での施工となること。また、住宅街にあり、各住宅への取付管の開削を100か所以上行う必要があること等が要因だと考えられる。
落札率について	委員	本案件の落札率は100%に近い割合となっているが、同様の工事においても落札率は高くなる傾向があるのか。
	事務局	<p>令和3年度の発注実績では、約半数の案件において100%に近い落札率であり、落札率の低い案件では90%程度の案件もあった。</p> <p>本案件のように施工条件が難しいものほど、予定価格に近い価格で入札し、利益を確保する傾向があると思われる。</p>
入札金額について	委員	本案件を落札した事業者の総合評価点数は低いため、他事業者が参加した場合、今回の入札金額では落札できない可能性が高いと思われる。その中で、予定価格に近い額で入札をしたのはなぜか。

事務局	<p>本案件は年末から年度末にかけて開札されており、この時期は他工事に技術者を配置していること等から、全体的に入札参加者数が少ない傾向にある。</p> <p>また、他の工種に比べ更生工法の入札参加者数は少ない傾向があることから、参加者数が少ないことを見越して、予定価格に近い額で入札したのではないかと考えられる。</p>
委員	<p>総合評価方式によって、評価点数が1点違うと価格差に何円程度影響があるものなのか</p>
事務局	<p>予定価格の金額に応じて、1点の影響額は異なってくるが、1億円の工事だと、100～200万円ほどの影響がある。</p>

「③せんだいメディアテーク照明設備等改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
失格基準価格について	委員	失格基準価格は事前に公表されているものなのか。
	事務局	事前に公表はしていないため、入札の際に内訳を確認し、失格基準価格を下回っていた場合、失格となる。
	委員	失格基準価格を設定している理由はなにか。
	事務局	採算を無視した低い価格で落札した場合、工事の品質が損なわれる可能性があるため、品質が確保される最低限の価格として失格基準価格を設定している。
入札金額について	委員	落札した事業者の入札金額が、調査基準価格と同額だが、何か理由はあるのか。
	事務局	調査基準価格は、予定価格の75%～92%の間で設定することと定めている。予定価格は事前に公表しているため、予定価格の92%で入札することで、調査基準価格を下回らないと考えて入札したのではないかと思われる。
総合評価審査調書について	委員	総合評価審査調書の中で、失格となった事業者が0点となっているがなぜか。
	事務局	総合評価は開札後に行っており、入札結果として総合評価審査調書を公開しているため、失格や無効となった事業者については表示しないような形をとっている。
失格理由について	委員	失格した事業者は、共通仮設費と現場管理費が失格基準価格を下回っていたとのことだったが、これらの項目は他の項目に比べ、下回りやすいものなのか。
	事務局	本案件のような機器関係の案件については、直接工事費に比べ、機器調達に係る経費計算の関係で共通仮設費や現場管理費が失格基準価格を下回る可能性が高くなるとと思われる。

「⑤市有通路243号（旭ヶ丘）擁壁改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
不調理由について	委員	本案件は過去に2度不調となっているが理由は何か。
	事務局	施工箇所が住宅街のT字路になっており、現場が狭いため、施工難易度が高く、敬遠されたと考えられる。
予定価格について	委員	過去2度の入札での予定価格はいくらだったのか。
	事務局	1回目の入札は税込みで1105万円、2回目が1224万円、今回が1233万7千円としている。
入札方式について	委員	本案件は崩壊の恐れのある変状が確認されたことからの発注ということだが、3回にわたって一般競争入札を行う時間的余裕はあったのか。
	事務局	一定の緊急性はあったものの、一般競争入札を行うことが時間的に可能という判断をしたと思われる。
入札参加条件について	委員	落札した事業者は入札参加条件を緩和したことで、参加できるようになったのか。
	事務局	1回目の入札参加条件は、工種を法面処理工事、市内本店の事業者とした。2回目の入札参加条件は、工種を土木工事に変更し、市内営業所の事業者としたが不調であった。今回の入札参加条件は、工種を土木工事、市内営業所または県内本店の事業者と緩和している。 落札した事業者は、市内本店の事業者であり、技術者の配置目途が立った等の理由から、参加したのではないかと考えている。

「⑧水東配建受第 2021-5 号口径 150・500 耗国道 4 号箱提交差点立体化事業に伴う扇町連絡管及び配水支管移設工事」について

論点等	発言者	発言内容
不調理由について	委員	本案件は過去に2度不調となっているが理由は何か。
	事務局	国道での夜間工事であることから夜間に技術者を配置する必要があり、日中に国道関係者等と技術的な情報交換を行う必要があることから技術者の確保が困難な案件である。 また、国交省発注工事に伴う工事になるため、関係機関との工程調整や協議等が複雑であったため、入札参加者がいなかった。
予定価格について	委員	過去2度の入札での予定価格は変更していたのか。
	事務局	2回目の入札を行う際には、単価の変更に対応する形で予定価格を変更した。今回の入札を行う際には、単価の変更及び歩掛りの変更に対応し、再度積算したうえで発注しており、予定価格としては徐々に増額している。

入札金額について	委員	入札金額の中で、予定価格より高い金額で入札している事業者がいるが、予定価格の設定等は適正だったのか。
	事務局	予定価格の積算については、単価や歩掛り等を各基準に基づいて積算しており、適正であったと考えている。
予定価格の公表について	委員	本案件は、予定価格が事後公表となっているが、事前公表ではない理由は何か。
	事務局	指名事業者間での談合を防ぐ等の理由から、指名競争入札は原則、予定価格事後公表としている。
辞退理由について	委員	本案件で12社が辞退しているが、辞退理由は何か。
	事務局	辞退理由については、個別に確認をしておらず、正確な理由は把握していない。

「◎仙台市河川水路災害復旧工事」について

論点等	発言者	発言内容
随意契約先の選定方法について	委員	本案件は災害時における応急工事であることから随意契約としているが、契約の相手先の選定はどのように行っているのか。
	事務局	本案件のような緊急工事等については、年度当初に協議のうえ、対応可能な事業者を複数社指名しており、その中で、青葉区に本店があり土地勘があること、発注実績もあり、災害時に対応できる事業者を相手方として随意契約を締結している。
災害概要について	委員	本案件の現場である2か所について概要を教えてください。
	事務局	1か所目については、芋沢側の上流部分において、土砂崩れ及び石積護岸崩れが発生した。2か所目については、綱木川の当該箇所において、土砂崩れが発生した。
契約範囲について	委員	本案件は2か所の現場を一括で発注しているが、理由はなにか。
	事務局	現場ごとに契約を締結する場合、契約行為や検査行為等、事務処理上で煩雑になるため、事業者の同意を得たうえで、一括で契約締結し、事務の効率化を図っている。
	委員	通常の場合、現場ごとに発注するものではないのか。
	事務局	一般的に緊急性が無い場合は、現場ごとに分けて発注し、個別に管理することが適切だと思われる。 本案件の場合、災害被害に伴う仮復旧工事であり、緊急対応が必要な工事であったため、一括で発注している。

「⑩（仮称）ヨドバシ仙台第1ビル開発計画ガス設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
工事概要について	委員	工事の具体的な内容について教えてほしい。
	事務局	当該ビルの中で展開するテナント等が、ガスを使用するための配管を行う工事である。
	委員	ビルの事業者が発注するのではなく、仙台市が工事を発注するのはなぜか。
	事務局	ガス事業法の中で、技術基準の適合維持義務が課せられており、保安上の理由から、ガス事業者は使用者の配管等の財産を管理する必要があるため、申込みを受けたうえで、仙台市が発注している。
随意契約理由について	委員	本案件に挙げている根拠条項は適切なのか。
	事務局	本条項は、特許等その事業者でしかできないことを規定しているものである。申込み元から指定された事業者であることから、他の事業者では施工できなく、競争入札に適しないものと考えており、根拠条項は適切である。
工事発注の流れについて	委員	利用者の財産となる配管等を仙台市が発注することだが、発注までの一連の流れはどのようになっているのか。
	事務局	配管する施設の所有者より、申込みの際に当該工事に係る労務費と材料費をガス局に支払っていただくこととしている。その後、指定された事業者へガス局から労務費分の費用を支払い、ガス局で保有する資材を使用して施工してもらい、完成後に施設の所有者へ受け渡しを行う。 なお、この工事形態は一般的な戸建住宅からマンション等の施設まで、同じ流れで行うこととなっている。

「④仙台市泉文化創造センター大規模改修エレベーター設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
既設事業者について	委員	既設設備の設置事業者はどこなのか。
	事務局	本案件において、失格となった事業者が既設設備の設置事業者となっていた。
	委員	既設設備の設置事業者は、現場経験もあること等の理由から低い価格で入札したのではないかと考えられるが、失格基準価格の算定等を工夫することはできないのか。
	事務局	本案件は一般競争入札であることから、入札価格をもって判断することになる。失格基準価格の算定割合等は要綱等によって定められているため、当該事業者を落札候補者とすることは難しいと思われる。

	委員	本案件のような公共施設の改修工事は今後も頻繁に行うこととなると思われるが、市民にとっては既設事業者が安価で改修できるならその方がよいので、既設事業者の入札価格を鑑みる方法は検討できないのか。
	事務局	多くの設備工事において、エレベーター機器等については、複数社から見積を徴収したうえで、その最低金額をもって積算を行うこととしており、単価の決め方等の積算方法を工夫することで、既存の事業者が参加しやすくなると思われる。 失格基準価格の算定にあたっては、基準価格を下回った場合、下請け業者への適正な支払い等へ影響があることから、現行の基準の中で運用しなければならぬと考えている。
失格基準価格について	委員	失格基準価格の算定率が公表されているにも関わらず、失格基準価格を下回ってしまうのはなぜか。
	事務局	本案件の場合、機器調達に係る経費の積算方法が各社異なっており、最終的な価格に大きく影響を及ぼしたのではないかと考えられる。
改修方法について	委員	改修工事では、既存設備を活かして回収する方法や、既存設備を廃棄したうえで新規設備を導入する方法など様々な改修方法が考えられる。改修方法はどのように検討しているのか。
	事務局	公共施設マネジメントプランを策定し、改修を行う部分ごとに耐用年数や経済性等を加味し、改修方法や発注計画を検討している。

以上のほか「全体を通しての質疑」について
特に質問はなかった。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は加藤委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、令和4年11月18日15時からの予定である。

7 閉会